約款・規定集（個人のお客さま用）

目　次

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明……2

証券取引約款（個人のお客さま用）……4
外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）……35
特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款……48
特定管理口座約款……54
ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款……56
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券カード取扱約款……60
オンライントレード・テレフォントレード利用規定……65
オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定……73

振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について……78
「三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード」ご利用に際しての注意点……80

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第３７条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○ 当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 金銭及び有価証券の預託に係る国内保護預り口座管理料、外国証券取引口座管理料、株式累積投資口座管理料はいずれも無料です。
- 預託している有価証券のお預りを出庫（他社移管を含みます。）する場合、原則として１銘柄あたり１，０８０円（税抜１，０００円）の手続料をいただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第２８条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客さまが当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要（２０１５年５月３１日現在）

当社の商号等：　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第２３３６号

本店所在地：　〒１００－０００５東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

加入協会：　日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関：
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
（連絡先：０１２０－６４－５００５）

特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置及び紛争解決措置：
当社は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：０１２０－６４－５００５）を利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。
※当社が加入している日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

資本金：　４０５億円

主な事業：　金融商品取引業

設立年月日：　２００９年１２月１日

連絡先：　お取引のある部店、又は０１２０－５８３７０３までご連絡ください。

以上

証券取引約款（個人のお客さま用）

第１章　総則

第１節　趣旨・定義

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（定義）

第２条　この約款における用語の定義は次のとおりです。

（１）　証券総合取引

次の①から⑦（これらを組み合わせた取引を含みます）の取引等の総称をいいます。

①　有価証券の保護預り取引
②　振替決済取引
③　国内外貨建債券取引
④　投資信託の累積投資取引
⑤　ＭＲＦの自動スイープ取引（証券総合口座）
⑥　外国証券取引
⑦　利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引

（２）　有価証券の保護預り取引

第２章の規定に則り、当社がお客さまの有価証券をお預りする取引をいいます。ここにいう「有価証券」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます）第２条第１項各号に掲げる有価証券および第 35 条第１項第 14 号に掲げる譲渡性預金その他金銭債権に関する証券または証書（有価証券に該当するものを除きます）をいうものとします（ただし、日本証券業協会が定める外国証券（以下単に「外国証券」といいます）を除きます）。また、本取引を処理する口座を「保護預り口座」といい、第２章に従って本口座でお預りした有価証券を「保護預り証券」といいます。

（３）　振替決済取引

第３章の規定に則り、お客さまと当社との間で行う、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます）に基づく振替制度において取扱う有価証券（以下「振替証券」といいます）の取引のことをいいます。

また、本取引を処理する口座を「振替決済口座」といい、本取引の処理は「振替口座簿」に記載または記録（以下あわせて「記帳」といいます）することにより行います。

なお、振替決済口座は、第３章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

（４）　国内外貨建債券取引

第４章の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、日本国内で発行された外貨

建ての債券（募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます）の取引をいいます。本取引の処理は保護預り口座または振替決済口座で行います。

（５）　投資信託の累積投資取引

第５章の規定に則り、お客さまが指定した投資信託について、当該銘柄の受益権の買付（当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位以上の買付となります）に充てるようお客さまが指示した金銭のほか、当社がお客さまに代わって受領した収益分配金を、お客さまの当該銘柄の累積投資取引にかかる口座（以下「累積投資口座」といいます）に繰入れ、その全額をもって当該銘柄を買付ける取引をいいます。

外貨建MMＦ各商品の累積投資取引を行う場合は、本条（７）に記載の外国証券取引口座の開設が必要になります。

（６）　ＭＲＦの自動スイープ取引（証券総合口座）

第６章の規定に則り、有価証券等の利金、収益分配金、配当金、償還金、売却代金の支払等があったときには、ご指定のＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）を自動的に買付し、また、お客さまの有価証券等の買付等により、当社へ金銭の払込みが必要となる場合には、ご指定のＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）を自動的に換金しその買付代金等に充当する取引をいいます。本取引には「ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定める「ＭＲＦ累積投資口座」の開設が必要になります。

（７）　外国証券取引

「外国証券取引口座約款」の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、外国証券の売買の執行、売買代金の決済および当該外国証券の保管等その他外国証券に関する全ての取引をいいます。また、本取引を処理する口座を「外国証券取引口座」といいます。

（８）　利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引

有価証券等から発生する利金・収益分配金・配当金・償還金・返還金のうち当社において支払われるもの（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除きます）を、第５章に定める各累積投資商品（お客さまが希望する商品で、かつ当社が認めるものに限ります）へ入金する取引をいいます。なお、当社にて外貨により支払われる外国債券・外国投資信託証券・外国株式にかかる利金・収益分配金・償還金・配当金については、同一通貨建の外貨建MMＦを自動買付する契約を締結することができます。

（９）　金銭の振込先指定方式

第７章の規定に則り、お客さまが当社に設定された口座内のすべての取引により、当社がお客さまに支払うこととなった金銭をお客さまのあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます）に振込む方式のことをいいます。

（10）　届出印鑑

当社に届出ていただく印鑑（お届出印）のことで、当社に開設されているすべての口座の処理および今後開設されるすべての口座に適用されます。

（約款・規定の適用）

第３条　この約款に定めのない事項については、ＭＲＦ累積投資約款、外国証券取引口座約款、各累積投資商品の累積投資約款、三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード取扱約款、オンライントレード・テレフォントレード利用規定、オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定などの各取引の約款・規定により取扱います。

第２節　契約の締結

（証券総合取引）

第４条　当社が定める方法により、お客さまが当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、証券総合取引に関する契約が締結され、証券総合取引を行うことができます。その際、本申込みと同時に次の口座の設定のお申込みを行っていただきます。

（１）　「保護預り口座」
（２）　「振替決済口座」
（３）　「累積投資口座」
（４）　「ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資口座」（証券総合口座）
（５）　「外国証券取引口座」

２　証券総合取引をお申込みの際は、次のお申込みを同時に行っていただくものとします。ただし、第（２）号および第（３）号については、その利用を希望しない場合は、その旨をお申出いただきます。

（１）　「金銭の振込先指定方式」の利用
（２）　三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード取扱約款に定める「三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード」の利用
（３）　「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」および「オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定」に定める「オンライントレード・テレフォントレード」の利用

３　証券総合取引のお申込み時には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。

（１）　届出印鑑のお届出
（２）　本人確認に関する書類のご提出またはご提示、および事実のご申告（本人確認とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定する取引時確認をいいます。以下同じ）
（３）　お客さまが「上場会社等の役員等」（日本証券業協会の規則により当社が定める「上場会社等の役員等」をいいます）に該当される場合はその旨のお届出
（４）　お客さまが、法律により株券等（当社に預託された株券、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に規定する優先出資証券ならびに投資証券をいいます）にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である場合にはその旨のお届出

（個別契約の締結）

第５条　前条に定めるほか、当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまのお申込みに対して当社が承諾した場合において個別に契約が締結され、当該取引または当該サービスの提供が開始されます。

なお、この約款と各取引・サービスにかかる個別契約等との間に抵触する規定がある場合は、特段の定めがない限り、当該個別契約等が優先するものとします。

（既存取引等の継続）

第６条　お客さまが証券総合取引を開始される際、すでに当社でご利用されている取引および取扱いについては、継続してこの約款に基づくものとしてご利用いただけます。

第３節　法令等の遵守

（法令諸規則の遵守等）

第７条　当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまは、金商法その他の関係法令、金融商品取引所が定める受託契約準則等の諸規則、日本証券業協会が定める諸規則、振替機関が定める業務規程等、および当社の社内規則（以下これらを総称して「法令諸規則」といいます）に従うものとします。

第４節　注文の受託

（本人であることの確認）

第８条　当社は、お客さまからご注文をお受けする際には、お客さまご本人からのご注文であることを確認させていただきます。

（前受金等）

第９条　有価証券等の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付の注文に係る約定代金および執行にかかる手数料等（以下あわせて「買付代金」といいます）、または売付の注文に係る有価証券（以下「売付有価証券」といい、買付代金とあわせて「前受金等」といいます）の全部をお預りした上で行います。

２　前受金等の全部をお預りしていない場合は、取引所取引については受託契約準則に定められる時限、その他の取引については当社の定める時限までに、買付代金または売付有価証券をお預りします。

３　前各項による買付代金または売付有価証券の受入が行われない場合は、次の措置をとることがあります。

（１）　お客さまからの預り金から充当する措置（証券総合口座をご利用のお客さまについては、ＭＲＦの残高がある場合には、お客さまから特にお申出がない限り、ＭＲＦの換金のお申込みがあったものとして、ＭＲＦを自動換金のうえ、充当することができるものとします）

（２）　売買契約を解除しまたはお客さまの計算において反対売買を行う措置

（３）　前各号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有しまたは振替決済口座に記帳する有価証券等をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。

（４）　お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置

（５）　お客さまへのサービス提供を停止する措置

（受注できない場合）

第 10 条 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。なお、事故証券とは、偽造された有価証券、除権判決が確定した有価証券および失効後の有価証券その他の無効な有価証券、ならびに盗難届の提出、公示催告の申立てまたは株券喪失登録の請求等によって円滑な取引に支障のある、またはそのおそれのある有価証券をいいます。

2　前項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。

（１）　注文の内容が法令諸規則もしくはこの約款の定めのいずれかに反する、または反するおそれがあると当社が判断する場合

（２）　金融商品取引所が取引を規制している銘柄または当社が自主的に取引を制限している銘柄の場合

（３）　お客さまが当社に対する債務の履行を怠っている場合

（４）　お客さまから注文を受けるにあたり、法令諸規則に基づきお客さまへの交付が必要な書類をお客さまが受領していることを確認できない場合

（５）　前各号に掲げる場合のほか、受注することが適当ではないものと当社が判断した場合

（注文内容の明示）

第 11 条 有価証券等の売買等のご注文の際は、現物取引と信用取引の別その他の取引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。

2　前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。

3　当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

（注文の執行）

第 12 条 有価証券等の売買等の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します（取引停止など執行を阻害する事由が生じた場合は、当該事由が解消された後相当の時間内に執行します)。

2　有価証券等の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客さまに連絡することなく、その注文の執行をとりやめることがあります。

（１）　執行するまでに、法令諸規則またはこの約款の定めのいずれかに反することとなったまたは反するおそれがあると当社が認めたとき

（２）　売買注文の価格が金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき

（３）　公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき

（４）　有効期間の中途で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき

（５）　お客さまの口座に立替金その他の不足金があるとき

（６）　前各号に掲げるときのほか、取引の健全性に照らして当社が不適当と判断するとき

（注文の停止等）

第 13 条 お客さまが売買等の注文を行う場合、天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の

混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等不可抗力と認められる事由があるときは、注文執行の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

2　お客さまが投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

第５節　報告・連絡

（取引報告書）

第 14 条 当社はご注文いただいた有価証券等の売買等の取引が成立したとき、またはその他法令に定めるときは、金商法第 37 条の４等の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書（契約締結時交付書面）をお客さまに交付します（郵送または法令に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です）。

（取引残高報告書等）

第 15 条 当社は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 98 条等の規定に基づき、四半期に１回以上、期間内の取引内容、取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客さまに交付します。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれに定める頻度とします。

（１）　取引がない場合は、１年に１回以上（取引、残高がともに１年以上ない場合は交付しません）

（２）　信用取引、金商法第 28 条第８項第６号に規定する有価証券関連デリバティブ取引またはそれ以外の金商法第２条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第１条の８の６第１項第２号に該当するものおよび同令第 16 条の４第１項各号に掲げるものを除きます）の未決済建玉がある場合には１年に２回以上

2　当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまが金商法に定める特定投資家（金商法の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、特定投資家とみなされる者を含みます）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める取引残高報告書によるご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより取引残高報告書によるご報告を行わないことがあります。

3　当社は、第１項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 108 条第１項第２号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項（手数料に限ります）を除きます）については、第１項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。

（１）　個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面

（２）　当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書

4　取引残高報告書およびその他取引残高に関する報告書をお届けした後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、当該報告書等を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、当該報告書等の記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合が

あります。

5　当社からの報告書や連絡内容等、取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに取引店の内部管理責任者または本社内部管理担当部署に直接ご連絡ください。

（その他の連絡事項）

第 16 条 前条のほか、当社は、保護預り証券および振替証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。

（１）　名義書換または提供を要する場合には、その期日

（２）　混蔵保管中の債券について第 21 条の規定に基づき決定された償還額

（３）　最終償還期限

2　市場性のない有価証券については、第１項第（１）号から第（３）号の連絡を行わない場合があります。

（通知の効力）

第 17 条 お客さまのお届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、転居、不在、その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取扱うことができるものとします。

第２章　有価証券の保護預り取引

（保護預り証券）

第 18 条 当社は、本章および法令諸規則の定めに従って有価証券の保護預りをします。ただし、市場性のないもの等は、お預りしないことがあります。

（保護預り証券の保管方法および保管場所）

第 19 条 当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の２等法令に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

（１）　金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。

（２）　第（１）号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合については、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混蔵して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。

（３）　第（１）号および第（２）号による保管は、大券をもって行うことがあります。

（混蔵保管等に関する同意事項）

第 20 条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

（１）　お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること

（２）　新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の

お客さまと協議を要しないこと

（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

第 21 条 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

（保護預り証券の口座処理）

第 22 条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2　金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、決済会社が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、決済会社に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

（保護預り証券にかかる担保の設定）

第 23 条 お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとします。この場合、当社が定める方法で行うものとします。

（名義書換等の手続きの代行等）

第 24 条 当社は、お客さまからご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

（償還金等の代理受領等）

第 25 条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第 21 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ）または利金（分配金を含みます。以下同じ）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。

（有価証券の受入れ）

第 26 条 当社は、お客さまより有価証券等を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領書」または「取引残高報告書」を交付します。

（保護預り証券の返還）

第 27 条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社が定める方法によりお手続きください。

（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

第 28 条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

（１）　保護預り証券を売却される場合

（２）　保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
（３）　当社が第 25 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

（公示催告等の調査等の免除）

第 29 条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り証券にかかる喪失登録等についての調査およびご通知は行いません。

第３章　振替決済取引

第１節　構成

（本章の構成）

第 30 条 本章は、振替決済口座におけるお客さまと当社との間の振替証券にかかる権利義務関係を定めたものです。振替証券の定義および範囲については、振替機関（日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます））の定めによるものとします。

２　第２節は、すべての振替証券に関する共通の規定です。

３　第３節は、振決国債（振替法に基づく振替制度において取扱う国債）に関する規定です。

４　第４節は、振替一般債（振替法に基づく振替制度において取扱う一般債）に関する規定です。

５　第５節は、振替株式等（振替法に基づく振替制度において取扱う株式等）に関する規定です。

第２節　すべての振替証券に関する共通の規定

（振替決済口座）

第 31 条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替証券の記帳をする内訳区分（以下「質権欄」といいます）と、それ以外の振替証券の記帳をする内訳区分（以下「保有欄」といいます）とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客さまが振替証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記帳します。

（振替の申請）

第 32 条 お客さまは、振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

（１）　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
（２）　法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他振替機関が定めるもの
（３）　振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
（４）　振決国債の償還期日または利子支払期日の３営業日前から前営業日までの範囲

内において振替機関が定める期間中に振替を行うもの

（５） 振替一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの

（６） 振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

（７） 振替投資信託受益権の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）

（８） 振替投資信託受益権の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）

（９） 振替投資信託受益権の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）

（10） 振替投資信託受益権の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、振替機関の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます）

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）

ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

（11） 振替投資信託受益権の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合

２ お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が定める期日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出印鑑により押印、記名してご提出いただきます。

（１） 当該振替において減少および増加の記帳がされるべき振替証券の銘柄および数量

（２） お客さまの振替決済口座において減少の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別

（３） 前号の振替決済口座において減少の記帳がされるのが質権欄である場合には、当該記帳がされるべき振替証券についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（１）号の数量のうち当該株主等ごとの数量

（４） 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（１）

号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量

（５） 振替先口座およびその直近上位機関の名称

（６） 振替先口座において、増加の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別

（７） 前号の口座において増加の記帳がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

（８） 振替を行う日

３ 前項第（１）号の数量は、振替機関の定める最低数量の整数倍（投資信託受益権の場合は、投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします）となるよう提示しなければなりません。

４ 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第（５）号の提示は必要ありません。また、同項第（６）号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

５ 当社に振替証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。

６ 第２項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を同項第（５）号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

第 33 条 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合、当社は振替の申出を受付けないことがあります。

２ 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の書面によりお申込みください。

（利金・収益分配金・償還金・解約金の代理受領等）

第 34 条 お客さまの振替決済口座に記帳されている振替証券（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ）、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代って支払者（支払代理人を含みます）からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。なお、当社が代って受領した金額がお客さまにお支払いした金額よりも少なかった場合、お客さまに相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、その他の合理的な理由がある場合には、当社はお客さまより全額または一部を返還いただきます。お客さまから遅

滞なく返還をいただけない場合、当社は当該お客さまに対して当社が負担する債務と弁済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該お客さまより預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分のうえ、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとします。なお、本号に基づきお客さまより金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせてお客さまから当社にお支払いいただくことができるものとします。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、当社が定める方法により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記帳がされている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の利子または収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

（抹消申請の委任）

第 35 条 振替決済口座に記帳されている振替証券について、以下に掲げる事項が行われる場合には、当該振替証券について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとみなし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代ってお手続きさせていただきます。

（１）　振決国債が償還（分離利息振決国債にあっては、利子の支払い）された場合

（２）　振替一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合

（３）　振替投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合

（４）　振替新株予約権付社債または振替上場投資信託受益権について、償還または繰上償還が行われる場合

（５）　短期社債等の償還日が到来した場合

（担保の設定）

第 36 条 お客さまが振替証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとします。この場合、当社が定める方法で行うものとします。

（振替証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第 37 条 当社は、振替機関において取扱う振替証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄、その他当社が定める一部の振替証券の銘柄について取扱いを行わない場合があります。

2　当社は、当社における振替証券の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

（当社の連帯保証義務）

第 38 条 振替機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第２項に定める加入者に限り

ます）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

（１）　振替証券の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分（振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます）の償還金、利金、解約金、収益の分配金および振替受益権の受益債権にかかる債務の支払いをする義務

（２）　分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます）の利子の支払いをする義務

（３）　その他、振替機関において、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（緊急措置）

第 39 条 法令の定めるところにより振替証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第３節　振決国債に関する規定

（分離適格振決国債にかかる元利分離申請）

第 40 条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離適格振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

（１）　差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの

（２）　当該分離適格振決国債の償還期日または利子支払期日の３営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの

２　前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。

（１）　減額の記帳がされるべき分離適格振決国債の銘柄および数量

（２）　お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別

３　前項第（１）号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

（分離元本振決国債等の元利統合申請）

第 41 条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内

訳区分に記帳されている分離元本振決国債および分離利息振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

（１）　差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの

（２）　当該分離元本振決国債と名称および記号が同じ分離適格振決国債の償還期日または利子支払期日の３営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの

２　前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。

（１）　増額の記帳がされるべき分離適格振決国債の銘柄および金額

（２）　お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別

３　前項第（１）号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

第４節　振替一般債に関する規定

（機構非関与銘柄の振替の申請）

第 42 条　お客さまの口座に記帳されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

第５節　振替株式等に関する規定

（加入者情報の取扱いに関する同意）

第 43 条　当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等にかかる記帳がされた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

第 44 条　当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出）

第 45 条　当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

２　前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式等については、総株主通知または個別株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通

知、総投資主通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下「総株主通知等」といいます）または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

第 46 条 当社は、振替株式等の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同法第 198 条第 1 項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

第 47 条 お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（振替先口座等の照会）

第 48 条 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2 お客さまが振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3 お客さまが当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

（信託の受託者である場合の取扱い）

第 49 条 お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記帳がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記帳をすることを請求することができます。

（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

第 50 条 お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記帳がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

2 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、

投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

（個別株主通知の取扱い）

第 51 条 お客さまは、当社に対し、当社が定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第４項の申出をいいます）の取次ぎの請求をすることができます。

（単元未満株式の買取請求等）

第 52 条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

２　前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

３　お客さまは、第１項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

４　お客さまは、第１項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。

５　お客さまは、第１項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

（会社の組織再編等にかかる手続き）

第 53 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。

２　当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

（振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続き）

第 53 条の２　当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

（振替受益権の併合等にかかる手続き）

第 53 条の３　当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

２　当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

（振替上場投資信託受益権等の抹消手続き）

第 53 条の４　振替決済口座に記帳されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

２　振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

（配当金等に関する取扱い）

第 54 条　お客さまは、金融機関等の預貯金口座への振込みの方法により振替株式等の配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預貯金口座の指定（以下「配当金等振込指定」といいます）の取次ぎの請求をすることができます。

２　お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます）への振込みにより、お客さまが保有するすべての銘柄の振替株式等の配当金または分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます）またはお客さまが発行者から支払われる振替株式等の配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記帳された振替株式等の数量（当該発行者にかかるものに限ります）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客さまが配当金または分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

３　お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（１）　お客さまの振替決済口座に記帳がされた振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること

（２）　お客さまが振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記帳された振替株式等の数量にかかる配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に機構を通じて通知することについては、当社に委託すること

（３）　当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと

（４）　お客さまに代理して振替株式等の配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分

配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること

（５）　発行者が、お客さまの受領すべき振替株式等の配当金または分配金について、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払ったことを当社が確認でき次第、お客さまの取引口座に入金すること

（６）　お客さまが次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することができないこと

イ　機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の振替株式等の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ　機構加入者（直接口座管理機関）

ハ　他の者から株券喪失登録がされている株券にかかる株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録者である加入者または会社法第223 条第１項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

４　登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

第 54 条の２　当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下「国等」といいます）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。

２　当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

（振替受益権の信託財産の配当等の処理）

第 54 条の３　振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

（振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使）

第 54 条の４　振替受益権の信託財産にかかる株主総会（受益者集会を含む。以下同じ）における議決権は、お客さまの指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

（振替受益権にかかる議決権の行使等）

第 54 条の５　振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客さまが行うものとします。

（振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等）

第 54 条の６　振替受益権の信託財産にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権にかかる信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

（振替受益権の証明書の請求等）

第 54 条の７　お客さまは当社に対し、振替法第 127 条の 27 第３項の書面の交付を請求することができます。

２　お客さまは、振替法第 127 条の 27 第３項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

（総株主通知等にかかる処理）

第 55 条　当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます）の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

２　機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ）に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者にかかる通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

３　機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等にかかる事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

４　当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。

（振替新株予約権の行使請求等）

第 56 条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

2 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

3 前二項の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

4 お客さまは、第１項または第２項に基づき、振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

5 お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使にかかる払込金の振込みを委託していただくものとします。

6 お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。

7 お客さまは、当社に対し、第１項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

第 57 条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。

2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

第 58 条 お客さま（振替新株予約権付社債権者である場合に限ります）は、当社に対し、振替口

座簿のお客さまの口座に記帳されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます）の交付を請求することができます。

2　お客さまは、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客さまは、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

（振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求）

第59条　お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます）の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

2　当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記帳されている事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法による提供をします。

（機構からの通知に伴う振替口座簿の記帳内容の変更に関する同意）

第60条　機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客さまが法律により振替株式等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記帳内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

（個人情報の取扱い）

第61条　お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

第4章　国内外貨建債券取引

（外貨の受払い等）

第62条　国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第 63 条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。なお、お客さまが外貨で受領または支払いを希望される場合は、あらかじめ当社にお申出いただくものとします。

2　前項の換算日は、売買代金については約定日、次項第（1）号から第（4）号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

3　当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の第（1）号から第（5）号に定めるところによります。

（1）　利子および償還金については第１項に定めるとおり取扱います。なお、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該利子または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。

（2）　国内外貨建債券に関し、新株予約権（新株予約権証券を除きます）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第（1）号の規定に準じて処理します。

（3）　転換権付社債の権利行使により発行される外国証券については、当社への保管の委託があったものとして、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。

（4）　国内外貨建債券に関し、第（1）号および第（2）号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第（1）号の規定に準じて処理します。

（5）　債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

第５章　投資信託の累積投資取引

（累積投資契約の締結）

第 64 条 当社が定める方法により、お客さまが買付を希望する投資信託ごとに累積投資取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、当該投資信託にかかる累積投資の委任に関する契約が締結されます。

ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときは、希望される投資信託の１回目の買付のお申込みをもって、当該投資信託の累積投資にかかる契約のお申込みがあったものとします。

（金銭の払込み）

第 65 条 お客さまは、累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付に充てるため、１回の払込みにつき当社が定める期日までに当該投資信託の目論見書記載の金銭（以下「払込金」といいます）を累積投資口座に払込むものとします。

（買付の時期および価額）

第 66 条 お客さまから累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付の申込みがあったときは、目論見書記載の方法により、遅滞なく当該投資信託受益権を買付けます。

なお、目論見書記載の所定の時刻以降の買付の申込みおよび休業日の買付の申込みは翌営業日の申込みとして取扱います。

2　前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。なお、当該価額に基づき当社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、払込金の中から申し受けます。

（果実の再投資または定期引出）

第 67 条 累積投資取引にかかる投資信託の果実は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、お客さまの累積投資口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、決算日の基準価額により同一銘柄の受益権の買付に充てます。なお、この場合、買付にかかる手数料は無料とします。

2　前項にかかわらず、お客さまは当社が定める手続きにより、当社が認める銘柄にかかる投資信託の果実について買付を行わずお客さまへお支払いする旨の契約（以下「定期引出契約」といいます）を締結することができます。

3　定期引出契約の締結を申込まれた銘柄が、当社が別に定めるグループに属している場合は、当該グループに属するすべての銘柄に対し同契約の締結のお申込みがあったものとして取扱います。

4　第２項により締結した定期引出契約を解約する場合には、当社が定める方法により取引店へお申込みいただくものとし、当社は、所定の手続きを経てこれを処理するものとします。

（受益権または金銭の返還）

第 68 条 当社は、お客さまから本章の規定に基づく投資信託受益権または金銭について返還の請求を受けたときは、当該投資信託の目論見書記載の方法により決定された価額により各投資信託受益権を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差引いた金銭を引き渡すことによって返還に代えるものとします。

ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

なお、当該目論見書記載の所定の時刻以降の返還請求および休業日の返還請求は翌営業日の返還請求として取扱います。

2　前項の請求は、当社が定める手続きによってこれを行うものとし、所定の手続きを経てお客さまに返還します。

3　クローズド期間のある投資信託の、当該クローズド期間中の前各項に基づく返還は、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行うことができます。

4　第２項の返還請求時に、乗換えをお申込みいただいた場合には、当該返還金をお客さまにお支払いすることなく、当該投資信託の目論見書の記載するところに従い累積投資口座に繰り入れます。

（受益権の定期的返還）

第 69 条 お客さまは、当社が定めるサービスにかかる買付代金に充てるため、当社が認める銘柄について受益権の一部を換金して定期的に返還を受ける旨の契約を締結することができます。

（解約事由）

第 70 条 投資信託の累積投資の委任に関する契約は、第 78 条に定める解約事由のほか、お客さまが累積投資の委任に関する契約を締結した投資信託受益権が償還されたときに解約されます。

（その他）

第 71 条 投資信託の累積投資取引に関する事項で本章に記載のない事項は各投資信託受益権の目論見書の記載するところに従います。

2　既に累積投資取引をご利用のお客さまが申込時に交付を受けている各投資信託の「累積投資約款」に基づく取扱いは、本章に基づく取扱いとして引続きご利用いただけます。

3　個別の累積投資約款がある投資信託については、本章の規定にならびに当該個別の累積投資約款の規定に従うものとします。

なお、本章の規定と当該個別の累積投資約款の規定との間に抵触する規定がある場合は当該個別の累積投資約款の規定が優先します。

第６章　ＭＲＦの自動スイープ取引（証券総合口座）

（ＭＲＦの自動買付、換金）

第 72 条 本条に定めるＭＲＦの買付の時期、価額、キャッシングおよび換金については「ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」によるものとします。

（１）　自動買付

①　当社は、株券および外国証券を含む有価証券等の利金、収益分配金、配当金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において円貨で支払われるもの（当社が外貨で代理受領した後に円貨にて支払うものを含みます）について、その支払いがあったときにはお客さまからご指定のＭＲＦの買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りご指定のＭＲＦを買付します。

②　お客さまが有価証券の買付代金などの支払いのため入金を行った場合で、入金日から当該買付代金の受渡日が２営業日以上あるときは、当該入金額をもってご指定のＭＲＦの買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限り当該入金額に基づき買付します。

③　上記①の買付の定めにかかわらず、利金・収益分配金・配当金・償還金について当社が定める手続きにより別に受取方法が指定されている場合は、その指定の取扱いとさせていただきます。

（２）　自動換金

当社は、お客さまの有価証券の買付等により、当社へ金銭の払込みが必要となる場合には、当該買付代金等に相当する金額のＭＲＦの換金のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りご指定のＭＲＦを換金しそ

の買付代金等に充当します。

（解約）

第 73 条 第 78 条に定めるもののほか、当社は、ＭＲＦ累積投資契約が解約された場合で当社が必要または相当と判断するときは、証券総合口座に関する契約も解約されたものとして取扱うことができるものとします。

2　証券総合口座を解約した場合は「ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定めるＭＲＦ累積投資口座および第 72 条に定める取扱いを全て解約するものとします。

第７章　金銭の振込先指定方式

（指定預貯金口座の取扱い）

第 74 条 指定預貯金口座は原則として当社の口座名義と同一名義のものを指定いただくこととします。

2　すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

3　前項にかかわらず、利金・収益分配金・配当金（以下「利金等」といいます）について当社が定める手続きにより振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客さまからその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

（指定預貯金口座の確認）

第 75 条 前条が採用された場合、速やかに当該申込内容をご確認いただくためのご案内を送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に相違がありましたら、速やかに当社にお申出ください。

2　前項のご案内を当社が送付してから１週間は、振込請求を受けましても指定預貯金口座への金銭の振込はできないことがあります。

（指定預貯金口座の変更）

第 76 条 指定預貯金口座を変更されるときは、当社が定める手続きによりお届出いただくこととします。

2　変更届出の受付後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

（金銭の受渡精算方法の指示）

第 77 条 金銭の受渡精算方法については、お客さまからその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただくこととします。なお、当該ご指示を受けたとき当社は生年月日等によりお客さまご自身からのご指示であることを確認することがあります。

2　利金等についてはあらかじめ振込のご指示がある場合には前項のご指示をいただかずに指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預貯金口座を当社が定める手続きによりお届出いただくこととします。

第８章　雑則

第１節　解約

（解約事由）

第 78 条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第４条第１項および第２項ならびに第５条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。

（１）　お客さまが当社の定める方法により、すべての契約の解約をお申出になったとき

（２）　お客さまがこの約款の変更に同意なさらないとき

（３）　お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき

（４）　お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第（８）号において同じ）が行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき

（５）　お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき

（６）　お客さまが「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿または犯罪収益等収受を行っている疑いがあると認められ、当社が解約を申出たとき

（７）　お客さまが、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき

（８）　本人確認ができないとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」といいます）に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけなかったとき

（９）　お客さまが海外へ転居される等により非居住者となるとき。ただし、第３項に規定する場合を除きます。

（10）　お客さまが法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内に是正されない場合に限ります。

（11）　前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客さまとの信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき

２　次の事由に該当したときは、お客さまと当社の個別契約は解約されるものとします。

（１）　お客さまが当社の定める方法により当該契約の解約をお申出になったとき

（２）　お客さまが当該契約の約款の変更に同意なさらないとき

（３）　当該契約によって設定されたお客さまの口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき

（４）　当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき

（５）　法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき

3　第１項第（９）号に該当するときであっても、お客さまが、当社が別に定める取扱いについてご同意のうえ、当社が定める手続きを行っていただき、当社がこれを承諾した場合には、その定めの範囲でお取扱いを継続することができるものとします。

4　第１項各号または第２項各号に該当するときであっても、お客さまのお預り残高について融資等の契約に基づき担保が設定されている場合その他合理的な理由がある場合は、当社は、当社の判断により、同各項に基づく解約を留保することができるものとします。

（解約時の取扱い）

第 79 条 各契約が解約となった場合のお手続き等は、次のとおりとします。

（１）　各契約が解約となった場合、当社が定める方法により、お預りしている現金・有価証券等を返還します。

（２）　お預りしている有価証券等の返還のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客さまのご指示により、決済・換金したうえでその代金を返還します。

（３）　前二号の手続きに費用を要する場合、お客さまは当社に当該費用をお支払いいただくものとします。

2　次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただくものとします。

（１）　お客さまの振替決済口座に振替株式等についての記帳がされている場合

（２）　お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者もしくは受益者として記帳されているとき、お客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるときまたはお客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき

（３）　お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数にかかる振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記帳がされる場合

第２節　変更・喪失

（変更・喪失手続き）

第 80 条 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社の定める手続きにより当社へお届出いただくものとします。

2　届出印鑑を紛失したときは、ただちにお客さまご自身が当社へお届出いただくものとします。

3　第１項、第２項のお届出については、当社がこれを確認したことをもって、お届出いた

だいた内容の手続きが開始されるものとします。

4　振替機関からお客さまの住所、氏名または国籍の変更等を通知された場合は、お客さまから第１項の届出があったものとみなします。

5　申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに際しては、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

6　本条に関するお届出があった場合は、当社は所定の手続きを完了したのちでなければ有価証券等およびお預り金の返還等のご請求には応じられません。

（後見開始等の届出）

第 81 条 お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちに当社が定める手続きによりお届出いただくものとします。

第３節　その他

（お預り金）

第 82 条 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

（諸手数料）

第 83 条 当社は、保護預り口座または振替決済口座を設定したときは、その設定時および当該口座設定後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　前項の料金計算期間の中途で契約を解除された場合は、前項の料金はお返ししません。ただし、第 78 条第１項第（４）号から第（11）号または同条第２項第（４）号から第（５）号に基づき、前項の料金計算期間の中途で解約する場合は、前項の料金から当該口座を設定していた期間（解約した月を除き月数で計算します）に相当する額を控除した金額をお返しします。

3　投資信託の累積投資取引については、取引の対象となった投資信託受益権または投資信託受益証券の管理料等をいただくことがあります。

4　金銭の振込にかかる手数料は、当社が定める額をお客さまにご負担していただくことがあります。

5　振替証券については、以下の場合、当社が定める手続料をいただくことがあります。

①　第 33 条に従い、お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合

②　第 52 条あるいは第 56 条に従い、お客さまのご依頼により単元未満株式の買取請求等の取次ぎを行う場合

③　第 58 条あるいは第 59 条に従い、お客さまのご依頼により振替口座簿記載事項の証明書を交付しまたは情報提供を行った場合

6　保護預り証券について、第 24 条に定める名義書換等の手続きの代行を行う場合、当社が定める手続料をいただくことがあります。

7　お客さまのご希望にしたがって特別な取扱いをしたときは、当社はお客さまに対し、当社の要した実費をいただくことができるものとします。

8　有料サービスを解約された場合でも、いったんお支払いになった料金は、原則としてお

返しいたしません。

9　当社は、本条を含む本約款で定める諸料金に未収金がある場合、以下の取り扱いをすることがあります。

（１）　お客さまからの預り金から充当する措置（証券総合口座をご利用のお客さまについては、ＭＲＦの残高がある場合には、お客さまから特にお申出がない限り、ＭＲＦの換金のお申込みがあったものとして、ＭＲＦを自動換金のうえ、充当することができるものとします）

（２）　前号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有しまたは振替決済口座に記帳する有価証券をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。

（３）　お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置

（４）　お客さまへのサービス提供を停止する措置

10　外国証券取引口座の管理料および外国証券取引の執行に関する料金等は、外国証券取引口座約款で定めるところによります。

（預り証の無効）

第 84 条　旧証券取引法のもとで当社がお客さまに対して発行した「預り証」は無効として取り扱います。

（使用可能文字）

第 85 条　お客さまが当社にお届出いただいた氏名等の文字が、当社において使用可能な文字でない場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えるものとします。

（免責事項）

第 86 条　お客さまに損害が生じても、その損害が次の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。

（１）　当社所定の証書等に押捺された印影と届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券等・金銭の返還請求その他の申出事項に応じた場合

（２）　前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じた場合

（３）　当社所定の証書等に押捺された印影が届出印鑑と相違するため、有価証券等または金銭の返還請求その他の申出事項に応じなかった場合

（４）　前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められず、申出事項に応じなかった場合

（５）　第９条第３項または第 83 条第９項に基づき同各項各号に定める措置をとった場合

（６）　第 10 条各項の定めにより、当社がお預りまたは注文に応じなかった場合

（７）　第 12 条第１項の定めにより、相当の時間内に処理したにもかかわらず、当該処理に要する時間中に市場価格が変動した場合、または当日中の執行ができなかった場合

（８）　第 12 条第２項の定めにより、注文の執行をとりやめた場合

（９）　売買の注文を取り消し、または変更する申込みを受付けた後、相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、元の注文にかかる取引が成立した場合

（10）　金融商品取引所の規則等により、過誤のある注文により売買が成立した注文について取消されたことによる損害が発生した場合

（11）　お客さまの届出事項に変更があった場合で、その変更のお申出が遅滞なく行われなかった場合

（12）　第 16 条第１項第（１）号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかった場合

（13）　保護預り証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があった場合

（14）　当社が第７章の規定に基づき、金銭をお客さまの指定預貯金口座に振り込んだ場合およびその後に損害が発生した場合

（15）　この約款または法令諸規則の定めに則って取引もしくはサービスの提供が停止され、またはその内容が変更された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。

（16）　天災地変、政変、同盟罷業、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事情が生じた場合

（17）　電信または郵便の誤謬または遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合（ただし、当社の責に帰するものを除きます）その他当社の責に帰すことができない事由が生じた場合

（18）　第 39 条に従い臨機の処置をした場合

２　他の取引に関する約款がある場合、当該他の取引については、第１項の他、当該他の約款の免責規定に従った取扱いとします。

（約款の改定）

第 87 条　この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

２　改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。

３　前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。

４　第２項および第３項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

（合意管轄）

第 88 条　お客さまと当社との間におけるこの約款に関する訴訟は、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（附則）

- 本約款以外の約款その他の書類等に「振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「株式等振替決済口座管理約款」の記載がある場合、「証券取引約款」と読み替えるものとします。
- 第 72 条（１）③の規定中、「利金・収益分配金・配当金・償還金」とあるのは、平成 27 年 11 月までは「利金・収益分配金・配当金・償還金（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除きます）」と読み替えるものとします。
- 第 74 条第３項の規定中、「利金・収益分配金・配当金」とあるのは、平成 27 年 11 月までは「利金・収益分配金・配当金（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除く）」と読み替えるものとします。

以上

平成27年７月

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）

第１章　総則

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客さま（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

２　申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場および外国投資信託における現地の管理会社または他社へ取次ぐ場合の他社を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取引が認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下、「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。
なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済にかかる売買を除くものとします。

（外国証券取引口座による処理）

第２条　申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

（遵守すべき事項）

第３条　申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券にかかる預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」という。）の諸法令および慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第２章　外国証券の国内委託取引

（外国証券の混蔵寄託等）

第４条　申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸

規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2　寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。

3　前項により混蔵寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。

4　申込者は、第１項の寄託または記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（寄託証券にかかる共有権等）

第４条の２　当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2　寄託証券にかかる申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券にかかる申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載または記録した時に移転します。

（寄託証券の我が国以外の金融商品市場での売却または交付等）

第５条　申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えた後に、売却しまたは申込者に交付等します。

2　申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（上場廃止の場合の措置）

第６条　寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えます。

2　前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等にかかる券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

（配当等の処理）

第７条　寄託証券等にかかる配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産にかかる給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

（１）　金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

（２）　株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、株式無償割当を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。

①　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当にかかる株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、１株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては１口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては１証券）、カバードワラントにあっては１カバードワラント、外国株預託証券にあっては１証券。以下同じ。）未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当にかかる株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当にかかる株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

②　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、１株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

（３）　配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関

を通じ申込者あてに支払うものとします。

（４）　第２号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

２　申込者は、前項第１号に定める配当金、同項第２号①および②に定める売却代金並びに同項第３号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

３　配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。

４　前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第１項第１号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

５　第１項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

６　配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関および決済会社または当社が行います。

７　決済会社は、第１項および第３項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

（新株予約権等その他の権利の処理）

第８条　寄託証券等にかかる新株予約権等（新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

（１）　新株予約権等が付与される場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。

①　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等

によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。

② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

（２） 株式分割、株式無償割当、減資または合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、１株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

（３） 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、１株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

（４） 前３号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

（５） 第１号①、第２号および第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号①並びに同条第２項から第５項までおよび第７項の規定に準じて処理します。

（６） 第１号の払込代金および第３号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

（払込代金等の未払い時の措置）

第９条 申込者が、新株予約権等の行使にかかる払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

（議決権の行使）

第 10 条 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）にかかる株主総会（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかる受益者集会並びに外国投資証券等にかかる投資主総会および投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3 第１項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第１項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該寄託証券等にかかる株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

（外国株預託証券にかかる議決権の行使）

第 10 条の２　外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2 前条第２項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3 第１項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第１項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該外国株券等にかかる株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

（株主総会の書類等の送付等）

第 11 条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）または外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主または投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利または利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日

刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第３章　外国証券の外国取引および国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

（売買注文の執行地および執行方法の指示）

第 12 条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

（注文の執行および処理）

第 13 条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

（１）　外国取引並びに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

（２）　当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

（３）　国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

（４）　外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

（５）　当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

（受渡日等）

第 14 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

（１）　外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

（２）　外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して４営業日目とします。

（外国証券の保管、権利および名義）

第 15 条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

（１）　当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。

（２）　前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

（３）　申込者が有する外国証券（「みなし外国証券」を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券にかかる口座に記載または記録された当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる権利の性質に基づき保管されます。

（４）　前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（「みなし外国証券」を除く。）が当社の保管機関に保管された」と

あるのは「みなし外国証券にかかる数量が当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

（５） 第３号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券にかかる証券または証書について、権利を取得するものとします。

（６） 申込者が有する外国証券にかかる権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

（７） 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。

（８） 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。

（９） 申込者は、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（10） 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消にかかる残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券にかかる券面は廃棄されたものとして取り扱います。

（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

第 16 条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

（外国証券に関する権利の処理）

第 17 条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

（１） 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。なお、当社が代わって受領した金額が申込者にお支払いした金額よりも少なかった場合、申込者に相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、後日当該保管機関より受領が取り消された場合またはその他の合理的な理由がある場合には、当社は申込者より全額または一部を返還いただきます。申込者から遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該申込者に対して当社が負担する債務と弁済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該申込者より預託

を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分のうえ、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとします。

なお、本号に基づき申込者より金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせて申込者から当社にお支払いいただくことができるものとします。

（２） 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。

（３） 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の国等の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

（４） 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

（５） 外国証券に関し、前４号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第１号の規定に準じて処理します。

（６） 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

（７） 第１号に定める果実に対し、我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

（諸通知）

第 18 条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

（１） 募集株式の発行、株式分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

（２） 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知

（３） 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

２ 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券にかかる決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した

場合を除いて当社は送付しません。

（発行者からの諸通知等）

第 19 条 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から３年間（海外ＣＤおよび海外ＣＰについては１年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書および資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券にかかるものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

（諸料金等）

第 20 条 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。

（１） 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 14 条第２号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。

（２） 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募にかかる取得の申込みについては、ファンド所定の手数料またはその手数料の範囲内で当社が定める手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

（外貨の受払い等）

第 21 条 外国証券の取引にかかる外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第 22 条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨または外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

なお、申込者が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第１号から第４号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第４章　雑則

（取引残高報告書の交付）

第 23 条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、

取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3　当社は、当社が申込者に対して取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

4　当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金融商品取引法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第１項から第３項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（金融商品取引業等に関する内閣府令第 108 条第１項第２号イおよびニからへまでに掲げる事項並びに同号チに掲げる事項（手数料に限ります。）を除く。）については、第１項から第３項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。

（１）　個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面

（２）　当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書

（届出事項）

第 24 条　申込者は、住所、氏名および印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

（届出事項の変更届出）

第 25 条　申込者は、当社に届け出た住所、氏名等に変更のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

（届出がない場合等の免責）

第 26 条　前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

（通知の効力）

第 27 条　申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

（口座管理料）

第 28 条　当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を申込者にお支払いいただくことがあります。

（契約の解除）

第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

（１） 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき

（２） 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき

（３） 第 32 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき

（４） 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき

（５） 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき

（６） 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

（７） 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

２ 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。

なお、保管する外国証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

（免責事項）

第 30 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

（１） 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または保管の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

（２） 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

（３） 当社所定の証書等に押捺された印影と総合届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした保管の委託をした証券または金銭の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（準拠法および合意管轄）

第 31 条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

２ 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

（約款の変更）

第 32 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

２ 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すもの

であるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。

3　前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。

4　第２項および第３項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

（第三者への情報提供に関する同意）

第 33 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

（１）　外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者

（２）　預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者

（３）　外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関

（４）　外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引にかかる犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合（ただし、その内容が、裁判所または裁判官の行う刑事手続に使用されることおよび他の目的に利用されることが明らかな場合は除く。）
当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関

以上

平成 25 年８月

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法に定める特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。

2　申込者と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券取引約款等他の約款の定めるところによります。

（特定口座開設届出書等の提出）

第２条　申込者が特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。

2　特定口座の設定の申込みを受付けた場合は、当社は特定保管勘定（当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）および特定信用取引等勘定（上場株式等の信用取引等（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第２項に規定する信用取引および発行日決済取引をいいます。）の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）の設定の申込みが行われたものとして取扱います。（ただし、新たに信用取引口座または発行日決済取引口座を開設する際には、別途所定の手続が必要となります。）

3　特定口座を設定する際、当社は申込者が保有するＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）をすべて換金するものとします。

4　申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後につきましては、申込者から源泉徴収の選択を取りやめる旨のお申出のない限り、毎年、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

5　申込者が租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。なお、同届出書をご提出いただいた場合は、当社は特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）を申込者の特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）に設定いたします。

6　申込者が前項に規定する特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

7　申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望

しない旨の申出を行うことはできません。

（特定保管勘定における保管の委託等）

第３条　特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定において行います。

２　上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定において行います。

（所得金額等の計算）

第４条　当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額等の計算ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算を、租税特別措置法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

第５条　当社は、申込者の特定保管勘定においては次の上場株式等（租税特別措置法第 29 条の２第１項または同法第 29 条の３第１項の適用を受けて取得した租税特別措置法第 29 条の２第１項に規定する特定新株予約権等または同法第 29 条の３第１項に規定する特定外国新株予約権に係る上場株式等その他租税特別措置法等関係諸法令で定められたものを除きます。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当社の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。

（１）　特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付の委託により取得した上場株式等又は当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの

（２）　当社以外の証券会社に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの

（３）　当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等

（４）　当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

（５）　申込者が、贈与、相続（限定承認に係るものを除く。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下同じ。）により取得した当該贈与に係る贈与者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座又は特定口座以外の口座に引続き保管の委託がされている上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの

（６）　申込者が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、振替口座簿に記載又は記録する方法で受入れたもの等、関係法令の定めによりその受入れが認められているもの

①　株式の分割又は併合

②　株式無償割当

③　法人の合併又は分割

④　株式交換等

⑤　取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全

部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生

⑥　特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使

⑦　当社が行う募集により取得した、又は当社から取得した上場株式等償還特約付社債（取得の日の翌日から引続き当社に保護預りされているものに限ります。）の償還

⑧　金融商品取引法第２条第 21 項、同条第 22 項に規定する市場デリバティブ取引および店頭デリバティブ取引による権利の行使又は義務の履行

⑨　特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合における貸付契約（貸付期間の終了後直ちに貸し付けた特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等が当社から申込者の特定口座に振り替えられることを約するものをいう。）に基づく、当該上場株式等の返還

（７）　申込者が、従業員持株会契約等に基づき取得した上場株式等（当該持株会契約等に基づき当社に開設された口座に係る振替口座簿に、その取得の日から引続き記載または記録されているものに限ります。）で、当該口座から当社の特定口座へ振替の方法により受入れるもの

（８）　保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式で、その割当てられる株式のすべてがその株式の上場等の際に一定の方法により当社の特定口座に受入れるもの

（９）　金融商品取引所等に上場等をする日より前から引続き所有していた上場株式等以外の株式等で、その株式等の上場等の日の前日において有するその株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に当社の特定口座に受入れるもの

（10）　前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法その他関係諸法令で定められたもの

２　当社は、申込者の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

第６条　当社は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第２項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。

（１）　租税特別措置法第３条の３第２項に規定する国外公社債等の利子等（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

（２）　租税特別措置法第８条の３第２項第２号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

（３）　租税特別措置法第９条の２第１項に規定する国外株式の配当等で同条第２項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

（４）　租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で同項の

規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2　当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後ただちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

（特定上場株式配当等勘定における処理）

第７条　源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

（譲渡の方法）

第８条　特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法又は上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第１項の規定に基づいて行われる一単元の株式に満たない数の株式（登録株を除きます。）の譲渡について当社を経由する方法のいずれかにより行います。

（源泉徴収）

第９条　当社は、申込者が特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第 37 条の 11 の４その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

2　上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合であっても、源泉徴収は円貨で行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第 10 条　特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は申込者に対し当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 12 項第２号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第 11 条　当社は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第１項第２号に規定する移管については、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 11 項および第 12 項の定めるところにより行います。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第 12 条　当社は、第５条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第１項第５号に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 15 項第３号又は第４号および租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 16 項から第 18 項までに定めるところにより行います。

（年間取引報告書等の送付）

第 13 条　当社は、特定口座年間取引報告書を作成し、法令に定めるところにより、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行います。

（契約の解除）

第 14 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

（１）　申込者が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき

（２）　特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

（特定口座を通じた取引）

第 15 条 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引および上場株式等の信用取引等に関しては、特に申込者が申し出た上で当社が認めない限り、すべて特定口座を通じて行います。

（外貨建ＭＭＦの返還にかかる特例）

第 16 条 申込者から、申込者の源泉徴収選択口座に受入れた外貨建ＭＭＦ（別表に掲げる外貨建ＭＭＦをいいます。以下同じ。）の返還の請求（円貨で受取金額を指定し、円貨で金銭を受取る場合に限ります。）があった場合において、①に定める金額が次の②に定める金額を超えるときは、当社は次の計算式により計算した口数を換金し返還するものとします。

①　１口当たりの返還金

②　返還の請求があった外貨建ＭＭＦの返還請求日の前営業日における取得価額（特定保管勘定における１口当たりの取得価額をいいます。）

換金する口数 ＝ 申込者が指定する受取金額÷｛１口当たりの返還金－分配金にかかる１口当たりの源泉税額－（①－②）×譲渡益税率｝

（特定口座に係る事務）

第 17 条 特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

（合意管轄）

第 18 条 申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

２　改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。

３　前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。

４　第２項および第３項の通知又は掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成27年７月

附則

第１条　平成 27 年 12 月 31 日現在で当社が申込者からお預りしている公社債および公社債投資信託（外国公社債および外国公社債投資信託を含みます。）のうち、当社が取得日および取得価額を証明できるものについては、当社の定める期日までに申込者が当社へ特段の申出がない場合は、法令に定めるところにより平成 28 年１月１日に特定保管勘定へ預入れることができるものとします。

第２条　第２条第３項、第６条第１項（１）および第 16 条の規定は平成 28 年１月１日より適用します。

【別表　外貨建ＭＭＦ一覧】

コース名	受益証券
ダイワ外貨ＭＭＦ	ダイワ外貨ＭＭＦ　米ドルポートフォリオ受益証券
	ダイワ外貨ＭＭＦ　豪ドルポートフォリオ受益証券
	ダイワ外貨ＭＭＦ　ニュージーランド・ドルポートフォリオ受益証券
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建ＭＭＦ	スーパー・マネーマーケット・ファンド（クラスＢ）
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建ＭＭＦ	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト　ＵＳドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券
モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー外貨建ＭＭＦ	モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー／米ドル・ファンド受益証券

特定管理口座約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様が三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社（以下、「当社」という。）に設定する租税特別措置法第 37 条の 10 の２第１項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

（特定管理口座の開設）

第２条　当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

（特定管理口座における保管の委託）

第３条　当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

（譲渡の方法）

第４条　特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

２　前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

３　前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すこととといたします。

（特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知）

第５条　特定管理口座において特定管理株式の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

第６条　特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る１株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

（契約の解除）

第７条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

①　お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合

② お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

③ 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき

④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

（合意管轄）

第８条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の改定）

第９条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2 改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。

3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。

4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客様から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成22年５月

ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との各委託会社の発行する第２条第１項に掲げるＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「受益権」といいます。）の累積投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って申込者とコースごとに「ＭＲＦの累積投資」の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）を結びます。

２　申込者が当社に管理の委託をする累積投資の受益権に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款の定めるところによります。

（申込コースおよび申込方法）

第２条　申込者は、買付を希望する受益権の種類に応じて、次に掲げるいずれか１つのコースを申し込むものといたします。

コース名	受益権の種類（委託会社）
国際のＭＲＦコース	追加型投資信託受益権（国際投信投資顧問）
三菱ＵＦＪＭＲＦコース	追加型投資信託受益権（三菱ＵＦＪ投信）
三菱ＭＲＦコース	追加型投資信託受益権（三菱ＵＦＪ投信）
ダイワＭＲＦコース	追加型投資信託受益権（大和証券投資信託委託）

２　前項の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社届出印を押捺のうえ、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）へ提出いただくことによって行います。

ただし、お申込みのコースから他のコースへ乗換える場合は、当該申込書の提出は不要とします。

３　契約が結ばれると、当社はただちに申込者の「ＭＲＦ累積投資口座」（以下「口座」といいます。）を設けます。

（金銭の払込み）

第３条　申込者は、受益権の買付にあてるため、１円単位で金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むものといたします。

（買付の時期および価額）

第４条　当社は、申込者から特にお申出のない限り、申込者からの払込金の受入れをもって受益権の買付の申込みがあったものとして取扱い、申込日の正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、受益権を申込者に代って買付します。

ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の１口の元本価額（１口＝１円）を下回っているときは、買付の

申込みに応じないものとします。
また、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限ります。

2　前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。

3　申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の１口の元本価額（１口＝１円）を下回ったときは、前２項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の１口の元本価額（１口＝１円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権を申込者に代わって買付します。

4　買付された受益権の所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付日から申込者に帰属するものといたします。

（受益権の管理）

第５条　本契約にもとづいて買付した受益権（株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程に定める範囲の受益権）は、投資信託受益権振替決済口座管理約款にもとづき、振替決済口座により管理いたします。

（果実の再投資）

第６条　前条にかかる受益権の果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付した場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、これを各申込者の口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、受益権を申込者に代わって買付します。

2　当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の１口の元本価額（１口＝１円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の１口の元本価額（１口＝１円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権を申込者に代わって買付します。

（返還）

第７条　当社は、申込者から本契約にもとづく受益権の返還請求を受けたときは、これを返還します。この場合、当該請求にかかる受益権については、申込者から返還の請求を正午以前に受付け当日の受取りを希望されたときは当日、正午を過ぎて受付けたとき、または正午以前に受付け翌営業日の受取りを希望されたときは翌営業日をお支払日（以下「受渡日」といいます。）としてこれを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。
ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

2　前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。

3　返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。

4　第１項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に返還いたします。

（自動買付・自動換金）

第８条　当社は、申込者の証券総合口座における取引において、その売却代金等の全部または一部をもって、申込者から特にお申出のない限り、自動的に受益権を買付します。

２　当社は、申込者の証券総合口座における取引において、その買付代金等の全部または一部に、申込者から特にお申出のない限り、受益権の全部または一部を自動的に換金することで充当します。

（キャッシング（即日引出））

第９条　申込者は、第７条の正午を過ぎて受付けた返還請求にもとづき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

なお、その都度のキャッシングの利用申込書の提出は不要とします。

また、当社が申込者から現金自動取引機により営業日以外の日に受付けた返還請求については、当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望するものとしてキャッシングにより行います。

ただし、当社は、（２）の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の１口の元本価額（１口＝１円）を下回ったときは、キャッシングの申込みは受付けないものとします。

（１）　当社は、受益権の残高に基づき計算した返還可能金額または 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、受益権を担保に金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額 ＝ 返還請求日の申込者の所有口数×返還請求日前日の基準価額

（２）　（１）のキャッシング申込日に、当社は、（１）のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する受益権について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、キャッシング申込日の翌営業日を受渡日として前条の換金手続を行います。

（３）　（２）の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、（１）のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額を次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらいうけます。

貸出金利　＝　｛解約口数×（キャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの期間の１口当たりの分配金累計額）｝（Ａ）－源泉税相当額｛（Ａ）×（所得税率＋住民税率）｝

なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。

２　前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に金銭をお引渡しいたします。

（解約）

第 10 条　本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

（１）　申込者が所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき

（２）　申込者が受益権の買付を引続き１ヵ年をこえて行わなかったとき

ただし、前回の買付日から１ヵ年以内に申込者が第５条（受益権の管理）により管理している受益権の果実によって受益権の買付が行われた場合の当該契約については、この限りではありません。

（３）　当社がＭＲＦの累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき

（４）　本契約によって買付された受益権が償還されたとき（ただし、他のコースへ乗換える場合は除きます。）

２　本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第５条（受益権の管理）により管理されている受益権およびその果実を第７条に準じて返還いたします。

（取引の計算明細、証券残高の報告）

第 11 条　当社は申込者のその都度の取引にかかる計算明細および証券残高の報告は、取引残高報告書を通じて行うものとします。

（届出事項等の変更）

第 12 条　改名、転居および当社届出印の変更など、届出事項に変更がある場合は、すべて申込者が当社所定の方法により取扱店へお届出いただくこととします。

２　当社は、届出事項の変更について必要と認めた場合には、申込者に戸籍抄本、印鑑証明書、その他の必要書類の提出を求めることがあります。

（その他）

第 13 条　当社は、申込者からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

２　当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

（１）　当社届出印の押捺された所定の受取書と引換えに、または別に定める契約に基づき、受益権または果実を返還した場合

（２）　印影が当社届出印と相違するために本契約に基づく受益権または果実を返還しなかった場合

（３）　天災地変、その他の不可抗力により、本契約に基づく受益権の買付または受益権もしくは果実の返還が遅延または履行不能となった場合

（約款の変更）

第 14 条　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

２　改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。

３　前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。

４　第２項及び第３項の通知又は掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成25年８月

三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード取扱約款

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様が三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）の三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード（以下「カード」といいます。）を利用して行うことができる取引の内容、その他カードに関する取決めです。

２　この約款に定めのない事項については、証券取引約款、ＭＲＦ累積投資約款等により取扱います。

（カードの発行）

第２条　当社に証券総合口座を有し、この約款を承認し、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、カードをお申込みいただき、当社がこれを認めたお客様（以下「カード利用者」といいます。）にカードを発行します。

（カードの利用）

第３条　カード利用者は、カードにより第５条および第６条で定める取引をご利用できます。

（カードの貸与と利用方法）

第４条　当社はカード利用者に対しカードを貸与します。

２　カードの所有権は当社に属し、カード利用者は善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。また、カード利用者は当社から請求のあった場合には直ちにカードを返還するものとします。

３　カード利用者はカードのお申込み時に暗証番号を当社に届けるものとします。

４　カードおよび暗証番号はカード利用者本人のみが利用できるものとします。カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

５　カードの有効期限は別途定める場合があります。

６　カードは他人に譲渡、貸与、質入れまたは担保に供することはできません。

（提携先ＡＴＭ等による利用）

第５条　カード利用者は、当社が現金自動取引機等（以下「ＡＴＭ等」といいます。）による現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の設置するＡＴＭ等での取引にカードを利用することができます。

（提携先ＡＴＭ等での取扱方法）

第６条　カード利用者は、提携先のＡＴＭ等によりカードを確認し、ご使用の暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合、次の取引を行うことができます。

（１）　国際のＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド、以下同じ。）、三菱ＵＦＪＭＲＦ、三菱ＭＲＦおよびダイワＭＲＦ（以下あわせて「ＭＲＦ」といいます。）のお預入れおよびお引出し。

この場合、カード利用者からその都度の所定の引出請求書等の受入れは不要とします。

（２）　その他当社が定めた取引。

2　提携先のＡＴＭ等を利用して現金のお引出しいただける金額は、当社の定めた金額（お客様が限度額を指定した場合には当該金額）の範囲内とします。
ただし、提携先のＡＴＭ等により異なる場合があります。

3　停電、故障等により提携先のＡＴＭ等のお取扱いができないときは、当該提携先窓口でのお取扱いは受けられません。

（取扱いの制限）

第７条　当社は、次のいずれかに該当する場合は、カード利用者に通知することなくカードの利用を制限させていただきます。なお、この制限により生じるカード利用者の損害については、当社は一切責任を負いません。

（１）　返還していただく必要のある証書等がある場合。

（２）　カード利用者の口座に立替金がある場合、信用取引等の委託保証金等が不足する場合。

（３）　当社よりカード利用者のお届出住所宛に送付した郵便物が住所変更手続きが行われていないなどの理由により返戻された場合。

（４）　当社が取引の健全性に照らし、不適当と判断する場合。

（５）　その他、当社の定める未精算事項のある場合。

（カードの紛失、盗難）

第８条　カードを紛失した場合、また偽造・盗難にあった場合など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合は、すみやかに所定の手続きにより当社まで届け出ていただきます。

2　カードを喪失した場合のカードの再発行は当社が適当と認めた場合に行い、その際に保証人による保証を求めることがあります。

（届出事項の変更）

第９条　氏名、暗証番号、印鑑、その他の届出事項に変更があったときは、カード利用者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。このお届出以前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

（解約等）

第 10 条　この約款による契約は、次の事由に該当したときに解約され、以後カードのご利用はできなくなります。

（１）　カード利用者が、当社所定の方法により当社との取引の取止めまたはカードの利用の取止めをお申出になったとき

（２）　カード利用者が、当社所定の方法により証券総合口座の解約手続きを行ったとき

（３）　証券取引約款の定めに基づき証券総合口座が解約されたとき

（４）　カードの改竄、不正使用等、当社がカードの利用を不適当と認め、この約款による契約の解約を通知したとき

（５）　カード利用者がこの約款の変更にご同意いただけないとき

（６）　第２条に基づき当社がカードを発行した後、当社の定める期間内にカード利用者がカードを受領されないとき

2　前項に基づきこの契約が解約される場合、カード利用者は、カードを当社へご返却いただくものとします。ただし、以下のいずれかの場合には当社へのカードのご返却は不要とします。

（１）　カード利用者が、カードに切り込みを入れて破棄することを当社所定の方法によりお申出いただく場合

（２）　カード利用者が、カードを紛失されている場合等、返却できないことを当社所定の方法によりお申出いただく場合

（３）　当社がカードのご返却を不要と認めた場合

3　前項（２）において、カードを発見された場合には、すみやかに当社に返却してください。ただし、前項（１）によるお申出をいただいた場合はこの限りではありません。

（免責事項）

第 11 条 カードまたは暗証番号につき、照合等により暗証番号の一致を確認したお支払いについて生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

（偽造・盗難カードの特例措置）

第 12 条 前条にかかわらず、真正カード（本約款第２条に基づきカード利用者に交付されたカードであって、金融商品取引法第２条第８項に定める金融商品取引業務および同法第 35 条第１項に定める付随業務に伴いカード利用者からお預りした資産に係るＡＴＭ等を通じた金銭の引出し（以下「ＡＴＭ引出し」といいます。）のための機能を有するものをいいます。以下同じ。）以外のカードにより、不正なＡＴＭ引出しが行われた場合には当社は以下の取扱いをいたします。

（１）　偽造カード（真正カード以外のカードその他これに類似するものをいいます。以下同じ。）によるＡＴＭ引出しがなされたカード利用者に対して、当該ＡＴＭ引出しによって引出された金銭に相当する金額（当該ＡＴＭ引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引落とされている場合は、その金額を含みます。以下同じ。）の補償をいたします。

（２）　盗難カード（盗取された真正カードをいいます。以下同じ。）によるＡＴＭ引出しがなされたカード利用者に対して、次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、当該ＡＴＭ引出しによって引出された金銭に相当する金額の補償をいたします。

イ　カード利用者が当該盗難に気付いてから、速やかに当社への通知が行われていること

ロ　当社の調査に対し、カード利用者より、遅滞なく当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること

ハ　カード利用者が当社に対し、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（偽造・盗難カードに係る補償の責任の免除）

第 13 条 前条第１項（１）に定める当社の偽造カードに係る補償の責任については次に掲げる事由による場合には免じられます。

（１）　当社がカード利用者の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを証明した

場合。

（２）　当社が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がなく、かつカード利用者の重大な過失により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当社が証明した場合。

２　前条第１項（２）に定める当社の盗難カードに係る補償の責任については、次に掲げる事由による場合には免じられます。

（１）　当社がカード利用者の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを証明した場合。

（２）　当社が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないことおよび次のいずれかに該当することを証明した場合。

イ　当該ＡＴＭ引出しがカード利用者の重大な過失により行われたこと

ロ　当該ＡＴＭ引出しがカード利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと

ハ　カード利用者が、被害状況に係る当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

（３）　戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当社が証明した場合。

（４）　第 12 条第１項（２）イに定める当社への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが最初に行われた日）から２年を経過する日後に行われた場合。

（５）　当該ＡＴＭ引出しが、第 12 条第１項（２）イに定める当社への通知がなされた日の 30 日（当該通知をすることができないやむをえない事情があることをカード利用者が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合。

（盗難カードに係る補償の一部減額）

第 14 条　前２条にかかわらず、当社による盗難カードに係る補償は、当社が当該ＡＴＭ引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意かつ無過失であることおよびカード利用者に過失（重大な過失を除く）があることを当社が証明した場合は当該ＡＴＭ引出しによって引出された金銭に相当する金額の４分の３またはそれ以上の金額といたします。

（請求権の移転）

第 15 条　当社が、カード利用者に対し、偽造カードまたは盗難カードに係る補償を行った場合には次のいずれかに掲げる請求権の全部または一部が当社に移転するものとします。

イ　偽造カードまたは盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが弁済または貸付けの効力を有しない場合にカード利用者が当社に対して有する当該ＡＴＭ引出しに係る顧客資産の返還請求権

ロ　偽造カードまたは盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが弁済または貸付けの効力を有する場合にカード利用者が当該ＡＴＭ引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権

（約款の変更）

第 16 条　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定される

ことがあります。

2　改定の内容が、カード利用者の従来の権利を制限するもしくはカード利用者に新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。

3　第２項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。

4　第２項および第３項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、カード利用者から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

平成22年６月

オンライントレード・テレフォントレード利用規定

（規定の趣旨）

第１条　この規定は、三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するオンライントレードおよびテレフォントレード（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。

２　お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款、各種累積投資約款、その他の約款および規定等の定めるところによります。

（本サービスの内容）

第２条　お客さまが本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客さま毎に当社が定めるものとします。

（１）　証券取引

（２）　入出金手続き

（３）　投資情報の利用

（４）　その他、当社が提供するサービス

２　本サービスは、次の形態によりご利用いただくものとします。

（１）　オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコンによる「インターネットトレード」およびインターネットサービスに対応した携帯電話機による「モバイルトレード」

（２）　テレフォントレードでは、電話機を利用した自動音声応答システムによる「ボイストレード」および電話機を利用した有人オペレーターが対応する「コールセンター」

（法令等の遵守）

第３条　お客さまは本サービスのご利用にあたり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、日本証券業協会およびその他当該商品の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下「法令等」といいます。）を遵守するものとします。

（本サービスの利用の申込み）

第４条　お客さまは、次の（１）から（４）のすべてを満たしている場合、当社が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。

（１）　日本国内に居住する個人であること

（２）　成年者であること

（３）　証券総合口座を開設いただいていること

（４）　本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること

２　本サービスのうち、オンライントレードのみご利用のお申込みはできません。

３　当社は、お客さまが本サービスをご利用いただくことが不適当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。

４　本サービスをお申込みいただいた後、当社が当該お申込を承諾した場合は、当社からオンライントレードおよびテレフォントレードにかかるパスワードを、お客さまあて当社

所定の手続きにて郵送しますので、必ずお受取りいただくものとします。

（本サービスの利用）

第５条　本サービスは、当社があらかじめ通知した口座番号およびパスワード（お客さまが当社に届出たパスワードを含みます。以下口座番号とあわせて「パスワード等」といいます。）とお客さまの入力されたパスワード等とが一致することで本サービスを利用するうえでの本人確認ができたものとし、お客さまご自身のお取引等としてご利用することができます。

２　本サービスのうちオンライントレードのご利用にあたっては、お客さまは連絡可能なメールアドレスを当社の定める方法でご登録いただくものとします。

３　本サービスのご利用に際し必要となる機器および回線等は、お客さまにご用意いただくこととし、これらに係る諸費用はお客さまのご負担となります。

４　お客さまにご用意いただいた機器または回線により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。

５　本サービスの具体的な内容、操作方法等について、当社はその内容を著した取扱説明書等でお客さまに案内し、お客さまは本規定ならびに取扱説明書等により本サービスをご利用いただくものとします。

（第三者による利用の禁止等）

第６条　お客さまは口座名義人であるお客さま以外の者（お客さまの配偶者や親族を含みます。以下「第三者」といいます。）に本サービスを利用させることはできないものとします。

２　お客さまは本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく当社コールセンター（コールセンターシステムに障害が発生し、受電が不可能な場合は、お取扱店）に連絡し、本サービスの利用停止など必要な処置をお申し出いただくものとします。

３　当社はお客さまによる本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた、または、そのおそれがあると認めた場合は、通常行われる連絡手段によりお客さまに通知するとともに、お客さまによる本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、お客さまへ事前に通知することなく本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。

４　前項による一時的なご利用の停止は、当社がお客さまのご利用の状況が確認でき、利用再開にあたって支障がないと認めた場合、停止を解除することとします。

（本メールの送付）

第７条　お客さまは、第５条第２項でご登録いただいたメールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

（１）　お客さまがメールアドレスをご登録またはご変更された時に、当社からメールアドレスの確認を行うための通知

（２）　本サービスを提供するにあたり必要な証券取引に関する情報

（３）　その他本サービスに付随する情報等

（利用時間）

第８条　お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間とします。

（取引の種類）

第９条　お客さまが、本サービスを利用して有価証券の売買注文（以下「売買注文」といいます。）、募集申込、新規公開株式を購入することができる権利の抽選参加のお申込、既公開株式等の購入希望のお申出、および出金の申込等（以下、総称して「注文等」といいます。）を行うことができる商品および取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

（取扱銘柄）

第 10 条　お客さまが本サービスを利用して注文等を行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。なお、金融商品取引所が取引を規制している銘柄および当社が自主的に取引を制限している銘柄（以下「規制銘柄等」といいます。）については、売買注文はできません。

２　規制銘柄等は事前に通知することなく変更することがあります。

（数量の範囲）

第 11 条　お客さまが本サービスを利用して当社に売付の注文を行うことができる数量は、証券取引約款または当該売付を行う商品の約款および約諾書等に基づき当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内であり、かつ当社が定める数量の範囲内とします。

２　お客さまが本サービスを利用して当社に買付の注文、または募集申込を行うことができる数量は、当社が定める金額の範囲内の数量であり、かつ当社が定める数量の範囲内とします。

３　売買注文を行うことができる数量は、金融商品取引所の規制等により、事前にお客さまに通知することなく変更することがあります。

（注文等の受付）

第 12 条　お客さまが本サービスを利用して行う注文等は、次に定める時点をもって受付けたものとします。

（１）　オンライントレードまたはボイストレードを利用した注文等は、注文等の内容入力後、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点

（２）　コールセンターを利用した注文は、当社が注文等の内容を復唱し、その内容をお客さまが確認された後、当社が当該注文等入力処理を完了した時点

２　当社は、お客さまの注文等が次の（１）から（６）のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。

（１）　法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認めた場合

（２）　第９条、第 10 条または第 11 条に定める事項のいずれかに反している場合

（３）　当社が定める内部者によるお取引に該当する売買注文の場合

（４）　金融商品取引所が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする売買注文の場合

（５）　空売り注文である場合

（６）　当社が交付すべき書類を交付していない場合、あるいは、徴求すべき書類を徴求していない場合

（注文等の有効期限）

第 13 条 お客さまが本サービスを利用して行う注文等の有効期限は、当社が商品毎、銘柄毎に定める期限の範囲内とします。

（注文等の取消・変更）

第 14 条 本サービスまたはお取扱店を利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまが本サービスまたは当社が定める方法により行うことができるものとします。ただし、売買注文については約定していない場合に限ります。

２　取消注文等の受付時点は、第 12 条第 1 項の規定を準用するものとします。

（執行等）

第 15 条 お客さまが本サービスを利用して行った注文等および取消注文等は、第 12 条第 1 項または第 14 条第 2 項に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。

２　当社は、お客さまが本サービスを利用して行った注文等および取消注文等が次のいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。

（１）　当社が注文等の受付を完了した後、売買注文の場合は執行するまで、募集申込の場合は処理するまでに当該注文等が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認める場合

（２）　売買注文の注文値段が金融商品取引所で定める制限値幅を超過した場合

（３）　売買注文の注文値段が金融商品取引所で定める呼び値の単位に合致しない場合

（４）　お客さまの取引状況が差金決済取引となる場合

（５）　お客さまの口座に立替金その他の不足金がある場合

（６）　お客さまの売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が認める場合

（７）　その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と認める場合

（注文等の照会）

第 16 条 本サービスを利用した注文等ならびに取消注文等の内容およびその執行等の結果について、お客さまは本サービスの照会機能によってご照会いただくものとし、当社からの電話等による連絡は行わないものとします。

（繰越注文の取扱い）

第 17 条 売買注文の有効期限を２営業日以上とする注文について、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条の取扱いは別途定めるものとします。

（取引内容の確認）

第 18 条 本サービスのご利用による注文等の内容について、当社とお客さまの間で疑義が生じた場合は、お客さまが本サービスをご利用された時の当社記録内容をもって処理するものとします。

（投資情報）

第 19 条 お客さまが本サービスによりご利用いただける投資に関する情報（以下「投資情報」といいます。）の内容は、お客さま毎に当社が定めるものとします。

2　投資情報の著作権は、株式会社ＱＵＩＣＫおよび金融商品取引所など投資情報を提供する会社（以下「情報提供会社」といいます。）ならびに当社のいずれかまたは双方に帰属します。お客さまは次の行為を行えないものとします。

（１）　投資情報を営業に利用すること
（２）　投資情報を第三者に提供すること
（３）　投資情報を第三者と共同して利用すること
（４）　投資情報の再配信を行うこと
（５）　投資情報を加工すること
（６）　投資情報の複写もしくは加工したものを第三者に提供すること
（７）　その他、投資情報をお客さまご自身の証券投資以外の目的で利用すること

3　お客さまは、投資情報のご利用にあたり、次の（１）から（４）について同意いただくものとします。

（１）　投資情報の提供が、お客さまが投資判断を行うことを目的とし、有価証券の売買その他の取引等のお申込みまたは勧誘を目的としたものではないこと。また、投資にあたっての最終判断は、お客さまご自身によりなされるものであること
（２）　投資情報は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないこと
（３）　技術上不可避な理由によって情報伝達の遅延や中断が生じる場合があること
（４）　投資情報をご利用いただいたことにより、損害を被った場合において、お客さまは当社および情報提供会社に損害の賠償を請求できないこと

4　当社は、提供する投資情報について、お客さまごとに、利用期限ならびに利用料金のいずれかまたは両方を定め、当該利用料金についてお支払いいただくことがあります。

（登録内容の変更の届出）

第 20 条 お客さまは、当社に届出ている次のいずれかに変更があった場合は、当社が定める方法により遅滞なく当社に変更内容をお届出いただくものとします。

（１）　氏名
（２）　住所
（３）　勤務先および役職
（４）　メールアドレス
（５）　その他、当社にお届出いただいている事項

（本サービスの停止）

第 21 条 当社は、次のいずれかの事由によりお客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止することがあります。

（１）　機器の保守・点検
（２）　お客さまの登録内容または取引内容が第３条に定める法令等の遵守義務に反するおそれがあると当社が認めた場合
（３）　お客さまにお届出いただいた住所、またはメールアドレスに、当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合
（４）　他の口座で既に利用されているメールアドレスまたはパスワードをお客さまがお届けいただいた場合であって、当社が必要であると認めた場合
（５）　当社が定める一定の期間において、当社が定めるサービスをご利用いただけなかった場合
（６）　第 19 条第４項に定める利用料金を当社が定める期日までにお支払いいただけない場合
（７）　その他、当社が必要であると認めた場合

（サービス内容の変更等）

第 22 条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容または本サービス利用時に必要となる通信形態、通信機器に関する定めを変更することがあります。

２　当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

（本サービスの解約）

第 23 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

（１）　お客さまが、当社が定める方法により本サービスの解約を申し出られた場合。
（２）　第４条第１項（１）、（３）または（４）を満たさなくなった場合。
（３）　第４条第４項でお客さまに発行し、またはお客さまからのお申し出により再発行したパスワードを記載した書類を当社が定める回数郵送したにもかかわらず、お客さまがその受取りを行われなかった場合。
ただし、当該書類がテレフォントレード・パスワードの記載を含む場合に限ります。
（４）　お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過した場合。
（５）　第６条第２項、第３項または第 21 条第１項（２）および（４）から（７）のいずれかに定める本サービスの提供の全部停止の要因が生じた場合において、当社が定める一定期間お取引がない場合。
（６）　第 19 条第２項（１）から（７）のいずれかに反した、または、反したと当社が認めた場合。
（７）　第 21 条第１項（３）に定める郵便物不着の事由により本サービスの一部または全部の停止が行われてから、当社がお客さまの正しい住所を確認すべく相応の努力をしたにもかかわらず、当社の定める一定期間が経過した後も確認に至らなかった場合。
ただし、不着となった書類がテレフォントレード・パスワードの記載を含む場合に限ります。
（８）　お客さまが本規定の変更にご同意いただけない場合。
（９）　当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合。

2　次に掲げるいずれかに該当する場合、オンライントレードのご利用は解約されます。

（１）　お客さまが当社の定める方法によりオンライントレードのご利用の解約を申し出られた場合

（２）　第４条第４項でお客さまに発行し、またはお客さまからのお申し出により再発行したパスワードを記載した書類を当社が定める回数郵送したにもかかわらず、お客さまがその受取りを行われなかった場合。ただし、当該書類がオンライントレード・パスワードのみ記載のものである場合に限ります。

（３）　第 21 条第１項（３）に定める郵便物不着の事由により本サービスの一部または全部の停止が行われてから、当社がお客さまの正しい住所を確認すべく相応の努力をしたにもかかわらず、当社の定める一定期間が経過した後も確認に至らなかった場合。

ただし、不着となった書類がオンライントレード・パスワードのみ記載のものである場合に限ります。

（４）　当社が、オンライントレードをご利用いただくことが不適当であると認め、オンライントレードのご利用の解約を申し出た場合

（免責事項）

第 24 条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。

（１）　第４条第４項に基づきお客さまに発行した、もしくはお客さまからのお申し出により再発行したパスワードを第三者に受領され不正に利用されたことにより生じた損害

（２）　本サービスのご利用に際し、第５条第１項に定めるパスワード等の一致を当社が確認して行った取引による損害等

（３）　第５条第４項に基づきサービスの内容が制限されたことにより生じた損害等

（４）　当社が定める以外の通信機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等

（５）　第６条第２項に定めるお申し出および第 20 条に定める変更の届出を行う前に生じた損害等

（６）　第６条第３項および第４項、第 21 条、第 22 条ならびに第 23 条の規定により生じた損害等

（７）　第 10 条第２項に基づき、規制銘柄等が変更されたことにより生じた損害等

（８）　第 11 条第３項に基づき、売買注文の数量の変更が行われたことにより生じた損害等

（９）　本サービスによる売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等

（10）　第 12 条第２項（１）から（６）のいずれかに基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた損害等

（11）　第 15 条第２項（１）から（７）のいずれかに基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったことにより生じた損害等

（12）　やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害等

（13）　その他お客さまの過失により生じた損害等

2　当社および情報提供会社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。

（１）　通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム障害によって生じた損害等

（２）　電話回線、専用回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより生じた損害等

（３）　本サービスにより提供する投資情報の内容に基づき投資された場合に生じた損害等

（４）　本サービスにより提供する内容につき、その誤謬、欠陥、省略、停滞、中断等のために生じた損害等

（５）　本サービスにより提供する投資情報の内容について、公正な価格形成または円滑な流通を阻害している、もしくは阻害するおそれがある等と当社または金融商品取引所が判断し、提供する情報内容の全部もしくは一部の変更または提供の中止を行った場合、そのために生じた損害等

（規定の変更）

第 25 条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2　改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。

3　前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。

4　第２項及び第３項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

平成25年１月

オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定

（規定の趣旨）

第１条　この規定は、お客さまが三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットトレードを利用して行う、新規公開株式を購入することができる権利の抽選（以下単に「抽選」といいます。）への参加のお申込、海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等の購入希望のお申出、および既公開株式の公募・売出株式（海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等を含め、以下「既公開株式等」といいます。）の購入希望のお申出、ならびに新規公開株式の抽選での当選による配分、および新規公開株式と既公開株式等（以下あわせて「新規公開株式等」といいます。）の当社からの配分に基づく購入申込にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。

２　お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「らくらくダイレクト利用規定」およびその他の約款および規定等の定めるところによります。

（本サービスの内容）

第２条　お客さまは、本サービスを利用して当社が定める新規公開株式を購入することができる権利の抽選に参加することができます。抽選による配分は「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。

２　お客さまは、本サービスを利用して当社が定める既公開株式等の購入希望をお申出いただくことができます。配分にあたっては、「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。

３　新規公開株式等について前２項に基づき当社からの配分を受けたお客さまは、第 11 条に定める購入のお申込を行うことができます。

（法令等の遵守）

第３条　お客さまは本サービスのご利用にあたり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、日本証券業協会およびその他本サービスで取扱う商品の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。

（本サービスの利用）

第４条　お客さまは、次の（１）から（４）をすべて満たしている場合、当社が定める方法により本サービスをご利用いただくことができます。

（１）　オンライントレード・テレフォントレードをご利用いただけること

（２）　当社の証券取引約款およびオンライントレード・テレフォントレード利用規定等に掲げる他の条項による本サービスのご利用制限を受けていないこと

（３）　本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること

（４）　新規公開株式を購入することができる権利の抽選への参加については、次の各号に定める要件を満たしていること

① オンライントレード電子交付サービス利用規定に従い、本サービスにかかる目論見書について、電子交付サービスにより受領いただけること
② お客さまが抽選参加をお申込みになる時点から当社が定める日までの間、お客さまのお取引口座における金銭およびＭＲＦの合計から当社の定める金額を差し引いた金額が購入概算金額以上となるようにしていただくこと
③ お客さまが抽選による配分を受けて購入のお申込をされる場合には、お客さまの指示なく、お客さまのお取引口座における金銭およびＭＲＦを、当社が当該購入代金として充当することに同意いただけること

2 本サービスの具体的な内容、操作方法等について、当社は取扱説明書等でお客さまに案内し、お客さまは本規定および取扱説明書等により本サービスをご利用いただくものとします。

3 本サービスのご利用に際し必要となる機器、および回線等は、お客さまによりご用意いただくこととし、これらにかかる諸費用はお客さまのご負担とします。

4 お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。

5 お客さまにお届出いただいた住所、またはメールアドレスに、当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合は本サービスをご利用になれません。

6 当社が不適当と判断した場合には、特定のお客さまの本サービスのご利用を停止することができるものとします。

（利用時間）

第５条 お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間とします。

（取扱銘柄・数量・価格）

第６条 お客さまが本サービスを利用して抽選参加のお申込ができる新規公開株式の銘柄および数量、ならびに購入希望のお申出ができる既公開株式等の銘柄および数量は当社が定めるものとします。また、当該新規公開株式等の購入価格についてはその募集または売出しの価格とします。

（抽選参加等申込回数の範囲）

第７条 本サービスのご利用にあたり、お客さまが新規公開株式にかかる抽選参加のお申込ができる回数、および既公開株式等の購入希望のお申出回数は１銘柄につき１回に限るものとします。ただし、取消しされたものについては回数に含めません。

（抽選参加の申込等）

第８条 お客さまが本サービスを利用して新規公開株式の抽選参加のお申込、および当該申込の撤回ができる期間は、新規公開株式ごとに当社が定めるものとします。

2 お客さまが本サービスを利用して既公開株式等の購入希望のお申出、および当該申出の撤回ができる期間は、既公開株式等ごとに当社が定めるものとします。

3 以下に該当する場合、当社はお客さまの当該新規公開株式等にかかるすべての抽選参加のお申込、購入希望のお申出、およびそれらの結果を、お客さまに連絡することなくすべて取消すことができるものとします。

（１） お客さまが複数のお取引口座を利用して本サービスの新規公開株式にかかる抽

選参加のお申込、または既公開株式等にかかる購入希望のお申出をされた場合
（２）　当社が定める基準によりお客さまの当該新規公開株式等の取得を制限する場合
（３）　第４条第１項（２）に反する場合

（抽選方法）

第９条　当社は、新規公開株式に関する募集または売出しの条件決定日において速やかに抽選参加者を対象に抽選を行い、当選者および当選者が当社が定める申込期間終了時までに購入に至らなかった場合の補欠当選者（以下「補欠当選者」といいます。）を決定します。なお、お客さまのお取引口座における金銭およびＭＲＦの合計から当社の定める金額を加減した金額が購入概算金額以上であることを当社が確認できない場合は、抽選の対象としないものとします。

２　当社は、当選者の総購入申込株数が当社が定める抽選配分予定数量に満たない場合には、補欠当選者を対象に再抽選を行い、繰上当選者を決定します（以下、当選者と繰上当選者をあわせて「当選者等」といいます。）。

３　当社は、前項に定める繰上当選者の決定後は、当選者等の総購入申込株数が当社が定める抽選配分予定数量に満たない場合であっても、再度の抽選は行わないものとします。

（抽選結果等の確認）

第 10 条　お客さまは本サービスにより当社が受付けた内容および抽選、配分の結果を本サービスの所定の画面で確認していただくものとします。

（購入の申込等）

第 11 条　お客さまは、当社が定める方法で当社が定める期限までに、新規公開株式等の購入申込、または購入の辞退を行っていただくものとします。

２　本サービスにより購入をお申込みいただく場合は、当該新規公開株式等の目論見書について当社の定める方法（当選者等においては、第４条第１項（４）①に定める電子交付サービスを利用する方法に限ります。）で交付を受けたうえでお手続きいただくものとします。

３　お客さまが第１項で定める購入申込、または購入の辞退を行った後は、本サービスではそれらの取消しを行うことはできません。

４　本サービスにおいては、配分を受けた株数のうち一部の株数についての購入のお申込はできないものとします。

５　お客さまが所定の期間内に第１項に記載の方法により購入申込、もしくは購入の辞退をされなかった場合、または第２項に記載の方法により目論見書の交付を受けなかった場合には、当該銘柄の購入の権利を放棄したものとして取扱います。

（権利放棄等の取扱い）

第 12 条　当社は、当選者等が購入の辞退をされた場合または前条第５項の適用を受けた場合には、別に定めるところにより、本サービスによるお客さまの新規公開株式の抽選参加のお申込の受付を一定期間停止することができるものとします。また、抽選前のお申込は取り消すことができるものとします。

（権利の譲渡等）

第 13 条 お客さまは、配分にかかる権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

（サービス内容等の変更）

第 14 条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容またはサービス利用時に必要となる通信形態、通信機器等に関する定めを変更することがあります。

2　当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

（本サービスの解約）

第 15 条 オンライントレード・テレフォントレード利用規定に基づき、オンライントレードが解約された場合、本サービスも自動的に解約されます。

（免責事項）

第 16 条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。

（１）　第４条第４項ないし第６項に基づき、サービスの内容が制限され、または利用が停止されたことにより生じた損害等

（２）　第８条第３項に基づき、当社がお客さまの抽選参加のお申込、購入希望のお申出、およびその結果を取り消したことにより生じた損害等

（３）　お客さまが第 10 条に規定する抽選結果等を確認しなかったことにより、新規公開株式等の購入のお申込ができなかったことにより生じた損害等

（４）　第 11 条第５項に基づき、お客さまが購入の権利を放棄されたものとして当社が取り扱った場合に生じた損害等

（５）　第 12 条に基づき、当社がお客さまの抽選参加のお申込の受付を停止し、または抽選前のお申込を取り消したことにより生じた損害等

（６）　第 14 条に基づく本サービスの内容の変更、および第 17 条に基づく本規定の変更によって生じた損害等

（７）　当社の定める以外の通信機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等

（８）　やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断により生じた損害等

（９）　通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム障害によって生じた損害等

（10）　その他お客さまの過失により生じた損害等

（規定の変更）

第 17 条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2　改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。

3　前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があり

ます。

4　第２項及び第３項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

附　則

1　この規定は、平成 25 年８月１日から一部改正施行する。
ただし、第４条第１項（４）②、同③、第９条、第 12 条および第 16 条（５）の規定は、平成 25 年 10 月１日以降に抽選参加の申込の受付を開始する銘柄から適用する。

以上

平成25年８月

振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について

振替株式等（注）の配当金（端株処分代金などを含みます。）のお受取り方法は、以下の株式数比例配分方式、登録配当金受領口座方式もしくは個別銘柄指定方式のいずれかを指定することができます。いずれも指定されない場合は、お客さまのお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受取りになることができます。

（注）振替株式等とは、株式会社証券保管振替機構が株式等の振替制度に基づき取扱う振替株式その他の有価証券等のことをいいます。

１．株式数比例配分方式

株式数比例配分方式は、証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社」という。）の口座に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金を、その証券会社等の口座において受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等（他の証券会社等の口座でご所有の振替株式等を含みます。）の配当金がこの方式で支払われます。このため、一部の銘柄について、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式もしくは配当金受領証による支払いを選択することはできません。

なお、ご所有の振替株式等の一部又は全部が特別口座に記載又は記録されているとき及び口座を開設している証券会社等の中に株式数比例配分方式による配当金受領方法を取扱っていない証券会社等があるときは、株式数比例配分方式を指定することができません。

【同意事項】

○株式数比例配分方式を指定する場合は、次の事項に同意していただく必要があります。

１．お客さまご名義の振替口座簿に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当社に委任すること

２．お客さまが他の証券会社等において振替株式等を所有する場合は、当該他の証券会社等の口座に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を、当該他の証券会社等に委任すること及びその旨を当該他の証券会社等及び株式会社証券保管振替機構に通知すること

３．配当金を代理して受領する証券会社等の名称、証券会社等の配当金受領口座及び証券会社等ごとの受領割合等について、発行会社による配当金の支払のつど、株式会社証券保管振替機構が発行会社（株主名簿管理人）に通知すること

４．発行会社がお客さまの受領すべき配当金を、株式会社証券保管振替機構が発行会社に通知した証券会社等に対して支払った場合は、発行会社の配当金支払債務が消滅すること

５．証券会社等が代理受領した配当金は、証券会社等の定める振替株式等に関する約款に従い弊社のお客さま口座に入金すること（入金は取引残高報告書等でご確認ください）

２．登録配当金受領口座方式

登録配当金受領口座方式は、あらかじめ指定した１つの銀行口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等口座に支払われます。このため、一部の銘柄について、株式数比例配分方式、別の銀行口座の振込指定もしくは配当金領収証による支払いを選択することはできません（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、当該種類株式の配当金もご指定の銀行口座に振り込まれます。）。

３．個別銘柄指定方式

個別銘柄指定方式は、ご所有の振替株式等の銘柄ごとに指定した銀行口座で、振替株式等の配当金を受領する方式です。

株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式をご指定のお客さまが、個別銘柄指定方式に変更される場合は、同時に株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を廃止する必要があります。振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合は、その配当金も同様に、ご指定の銀行口座に振り込まれます。

【配当金振込指定書記入のご注意事項】

①配当金振込指定書は、振替株式等が記載または記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。当社へご提出の際には、当社へのお届出印を押印ください。

②すでに当社および他社で個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取扱います。

③登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式をご指定の場合には、預金種目（該当のものを〇で囲む）、口座番号、口座名義人（フリガナ）を明記してください。記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もあります。

④配当金振込指定書が配当金の基準日の前営業日までに提出されない場合、ご指定の方法による配当金のお受取りが、次回の配当金からとなる場合があります。

「三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード」ご利用に際しての注意点

三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カードのご利用に際しまして、カードの保管および暗証番号の管理等につき、以下の点に十分ご注意いただきますようお願い申し上げます。

① 他人に暗証番号を知らせたり、カードを渡さないようにしてください。
② 暗証番号をカードに書き記し、携行・保管しないでください。
③ 暗証番号は生年月日、ご自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバー、ロッカー、貴重品ボックスなど金融機関取引以外で使用する番号としないようにしてください。
④ 暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともにカードを携行・保管しないようにしてください。
⑤ 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、カードとともに携行・保管しないようにしてください。
⑥ カードを容易に他人に奪われる状態に置かないようにしてください。
⑦ カードは高温、磁気等を嫌いますので保管にはご注意ください。
⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社（フリーコール 0120-17-3234 ）までご連絡ください。
⑨ ご出金の際、ＡＴＭご利用明細には、ご利用手数料が記載されることがありますが、ご利用手数料は当社にて負担しております。

＊①②は三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード取扱約款第 13 条の重大な過失に相当します。
＊③④⑤⑥は三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券カード取扱約款第 14 条の過失に相当します。
＊⑧は当社に偽造・盗難カードの補償を請求する場合必要となります。